

議案第103号

市民いこいの家条例の全部改正について
市民いこいの家条例を次のように制定する。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹 太

市民いこいの家条例

市民いこいの家条例（平成6年上越市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の交流及び高齢者の趣味活動の場を提供することにより、市民のふれあい及び健康増進を図るため、いこいの家を設置する。

（名称及び位置）

第2条 いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市民いこいの家	上越市石橋一丁目1番3号

（施設）

第3条 市民いこいの家（以下「いこいの家」という。）の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多目的室
- (2) 和室
- (3) 創作室
- (4) 陶芸室
- (5) 展示コーナー
- (6) その他附属施設

（事業）

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 工芸品、手芸品等の創作活動及び発表の場として、その利用促進を図ること。
- (2) 創作活動に必要な各種講座等を開催すること。
- (3) その他いこいの家の設置目的を達成するために必要な事業

（利用時間）

第5条 いこいの家の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項の規定による施設の占用利用は、次に掲げる時

間に利用することができる。

(1) 前条に規定する事業を実施する時間以外の時間

(2) あらかじめ午後6時から午後9時までの間における利用で、占用利用の承認を得た者がある場合にあっては、当該利用時間

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前2項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 いこいの家の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館の制限)

第7条 市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不相当と認められる者に対しては、いこいの家への入館を拒み、又はいこいの家からの退館を命ずることができる。

(利用の承認)

第8条 多目的室及び和室を占用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、いこいの家の利用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) いこいの家の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他いこいの家の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の承認に当たり、いこいの家の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 市長がいこいの家の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

(原状回復の義務)

第10条 いこいの家の利用者は、利用した施設及び設備を原状に復さなければならない。前条の規定により利用を中止したときも、同様とする。

(使用料)

第11条 第8条第1項の承認を得た者は、別表に定める使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

(使用料の減免)

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する場合 使用料の全額
- (2) 市が共催する場合 使用料の50パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

(使用料の還付)

第13条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 利用の承認を得た者の責めに帰することのできない理由により利用できない場合 使用料の全額
- (2) 利用の取消しを利用日前3日までに申し出て承認された場合 使用料の70パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(上越市シニアセンター条例の廃止)

2 上越市シニアセンター条例（平成10年上越市条例第43号）は、廃止する。

別表（第11条関係）

施設名		使用料（1時間につき）	
		9：00～18：00	18：00～21：00
多目的室		520円	1,040円
和室	大広間	800円	1,320円
	10畳間	180円	320円

	7 昼間	1 8 0 円	3 2 0 円
--	------	---------	---------

備考

- 1 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 3 大広間を占有して利用する場合で利用する面積が全体の2分の1以下であるときの使用料は、定額使用料の50パーセントの額とする。
- 4 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 5 備考1、備考2及び備考3の規定のうち複数のものに該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。